

「神奈川県議会基本条例(仮称)」骨子案に
関する県民参考意見の集約結果

1 議会基本条例の制定について

回 答	意 見 等 の 内 容
①賛成	条例制定が契機となり、議会が活性化（政策立案・提言の活発化、能力向上）して、よりよい知事との政策論議が出来ればよいと思うので。
	県知事の横暴に断固として反対なので議会を強化する必要があります
	志をもつ人がやるべきだと思うから
	条例設定で行動規範の確認・実行・行動のベースにする。
	議員の活動は当選後は何をしているのかよく知られていないから
	議員本人も県民もこれら基本的なことにつきわかっていないようであっていい場合が多いのでは？ また議員の行動につきあるべき姿を定義できると思う
	それぞれの役割等を明文化することで、内容が明確になるから
	一部の議員で役割がわかっていない方がいる。
	いいと思います。
	いいと思います。
	議員、議会、の使命、役割、目指す姿、などは、常に 県民が熟知している必要がある。
	一般の人にもわかりやすくなりそうだから
	議員の方には何のために議会があるか認識してほしい。 基本を忘れてほしくない。
	県政の意義を明確にする上で、まず議員・議会の位置付けを明文化し、県民に示すことは、大変大切な事だと考えます。こうした重要な基本条例の制定に、私は賛成したいと思います。
	県民に改めて議会の取り組みを示すことは必要。
	明確にしたほうがわかりやすいから
	県民が関心を持てる内容を分りやすく
	何事も、ガラス張りで明らかにすることが必要です。
	県民が議員・議会の普段の姿を見る機会となるから
	県民に対してそのあり方を明確にする意味で必要だと思うので賛成です。
	県議会も基本に立ち返って、具体的に何が県民の為になるか、長期的視野にたって抜本的行動が要請される。
	議員・県議会の活動がより県民の望むかたちへと向かうことが期待できるためです。
	今まで無かったのですか。
	当然である
	議員さんがより責任ある行動が期待できる
	当然のことだと思う。
	歳費に見合うだけの結果を出す事項をしっかりと定めるべき。
	県議会の目的が明確になるので。
	議会、議員の職責が明文化されるから。
	県議会が何をしているか見えずい現状を変えるきっかけになると良い。
	何のために、誰のためにを考えて行動して欲しいから
	県議会の使命及び役割がどの様な物が打ち出されれば協力する方たちも増えると思います。
	その真実の姿勢が より明確になるとすれば 大賛成だ
	より一層の明確を希望
	特に議員数の削減に力点を置いて欲しい
	選挙公約を果たしてもらいたいから
	日々の議会活動は、私たちの日常生活に直結しているので、本条例は必要です。

回 答	意 見 等 の 内 容
①賛成	そもそも何の為に議会を設置しているかの目的を明確化することは良いことだと思う。
	今までなかったのがおかしい
	今まで不明確すぎたから
	住民あっての、地方行政です。
	やることが明確になるため
	「議会基本条例の制定」ということは、そもそもこのような条例がないまま議会が運営されていたということなのではないでしょうか。細かい内容はともかく、このような条例がないのはおかしいと思います。
	報酬を得ているのだから当然で、今頃こんなことを云うこと自体極めておかしいことです。
	明文化する事は良い事だから
	自らの役割をはっきり条例などで規定することは良いと思う、遅すぎたくらい。
	県及び県知事に対する監督機能をしっかりと欲しているから。「禁煙条例」に代表されるような「県の暴走」については、民意がきちんと反映されるよう望んで欲しいから。
	県民の代表なのだから代表の姿を明らかにすることは当然のこと
	地方分権改革が進む中で、議会自らが、県民に対し、その果たすべき役割等を明確に、かつ、規範として宣言する意義は大きい。
	明文化することで県民・議員のみなさんの意識の高まりが期待できるのではないかという気がします。
	あたりまえのことが、今迄定められていなかったことに問題がある。
	県民にわかりやすい政治を求める
	議会はあまりにも見えない部分が多い。特に県議会は市区町村議会のように住民から直接的に監視されておらず、国会議員のようにメディアや市民団体の監視もないのでやりたい放題という感じがしてならなかったのだ。
	特に議員活動については、県民への情報が殆どない。賛成・反対に関わらず「県民だより」一頁裂いても定期的に公開して欲しい。
	県民に見える形が取れるから。
	いい加減なところを是正の為に必要
	現状は、国会と市議会との中間の位置付けが不明確であり、存在価値が無いに等しい感があります。
	そういう条例があつていいと思うから
	特に反対する考えは無い為。
	議員報酬をなりわいとしているような議員が多いので使命感、役割、目指す姿を明らかにすることは是非必要だと思う。
	県政のしくみや方針を理解することが出来るから。子供にも説明出来ると思うので。目的などが具体的に明らかになると一県民として安心できる。自分も県政に関わる一県民としての自覚がもてるから。
	役割などが今まで不明確だったからあるべきだと思う
	条例制定し規制する。議員になって高給貰って、名誉も貰って・・・と言う具合にはなりませんぞ・あまり良い思いも無いよ・・・その中からでも人・世の為、議員になる人が本物！本物を生む環境を先ず作ろう！
	内容が基本的な理念の内容に思える。
	改めて県民に条例で示すことは重要。
	県民に条例で示すことが今必要。
	県民の代弁者として大いに働いて頂くために一定のルールのもとに活動して頂きたい。また県民も決まったルールを良く理解する義務があると思う。
	県民の代表であり高い倫理観を持って活動して欲しい。一個人の利益（利権が伴うので）ではなく県民が幅広く受益できる憲章にして欲しい。
	議員・議会の意識・質の向上
	議員としての自覚を促し、全体の奉仕者としての行動を明確にできる。

回 答	意 見 等 の 内 容
①賛成	利権のみの議員も多い。議員、議会の役割をはっきり認識させ透明性、説明責任等を議員一人ひとり、強いては有権者自身にも指針になる。
	利権アサリの議員も多い。その中で確実に民意を反映し透明性の高い議会運営が図られるほか議院のモラルの向上にもつながる。
	国会もそうですが 常時開会が 最も望ましい・・・
	広報などでそれなりの努力をしてきたと思うが、そのわりに周知されていない気がするから。
	県民に議員の働きを知ってもらう必要あり。
	基本的な位置づけや役割、目的などがぶれずに一貫性をもたせて運営するために必要だと思います。
	基本文書として将来にもわたる理念を文書化しておくべきだ。全体としてあまりに曖昧表現で、明確な責任と義務の意識がなく、表現されていない。あまりに実践的すぎるのではないかな？
	自治体がオープンにするのは常識
	議会が自らのことを考えるいい機会だから
	どのような方が議員になればよいのかが明確になるのではないかなと思うから。
	地方分権が進む中、議会がその使命を如何に果たすかは重要であり、そのための基本理念や仕組みを明確にすべきと考える。
	私は長崎県在住ですが、県が違って明らかにすることは賛成です。私たちの税金を給料にされているわけですから、仕事の使命、役割、目指す姿は明らかにしてほしいですね。
	私は、長崎県に在住のものですが、どこの県でも、私たちの大切な税金を、お給料として働かれているわけですから、使命、役割、目指す姿などは明らかにしてほしいですね。
	議員や議会の役割等を整理し、分かりやすく明確に条例に謳う事は良い事だと考える。
	地方自治体の最高法規である条例として明文化することにより、神奈川県民の県議会に対する理解を深めるとともに、神奈川県における地方自治の推進に資すると思われるため。
	底辺であります県民の事を大事に考えてほしい。
	県民に見えづらい県議会の姿を明らかにしてほしいから
	議会基本条例の骨子が明確である。今後県民に周知徹底をお願いいたします。
	県議会としてのあり方等を条例等で明確に示しておくことは意義あるものと考えます。
	公僕は全ての面において公明正大、オープンにするべき。
	県民に対して、県議会のあり方を明確にすることは、必要であると思うから。
	何でも明らかにすることは県民にとっては重要なことだと思います。
	行動が解る。
	このような指針というようなものは作っておいたほうが好ましい。
	議会の活性化のため。
	特になし
	議会の内容が県民にもよりわかりやすくなるから
	一県民として今までより一層わかりやすい気がするから
	とにかく現状が分かりにくい。改善要。
	透明性の確保の上からも非常に重要と考える
	県民にわかりやすいように ふだんからどうゆう役割で誰が何をしているのか 県民にはしる義務も権利もあると思うから 県外にすんでいますがいい条例だと思います。
	議会、県政の透明性の確保の上からも必要である。
②どちらかといえば賛成	議会、県政の透明性の確保及び議員のモラルの向上にもつながるものであり非常によいと考える。
	基本姿勢を定めることは大切と思われます。
	県民がもっと行政を身近に感じられるから

回 答	意 見 等 の 内 容
②どちら かとい えば賛 成	県民に周知するはとても重要。
	明確化によりその範囲が明らかになります。
	議員、議会の姿が見えてくる。
	どのような役割か知りたい
	当たり前だと思っていた内容なので、今更という感じはしますが、今一度しっかりと襟を正す、という意味では意義があるのではないかと思います。
	立候補する人はもう周知のことははずですが、再確認と意識の向上のためによいですね
	だとしても、形式や建前的な内容だったら無意味だと思うので、第三者的立場の人たちを組み込むと良いのかな、と思う。
	少しでも議会政治がわかりやすくなればよいと思う。
	明らかにしたほうがよいと思うから
	より具体的な行動指針が明確になるから。実行しない人もいると予測できるので2を選択した。
	はっきり制定したほうが、実行できない議員は罷免できたら、最高です。
	これからの見通しが立つから
	名ばかり議員をなくすため
	特に気になる点がなかったため。
	目指す姿を明確に示して欲しい。
	妥当だと判断する。
	制定した方が、分りやすい。但し、あくまでも自主的に決めることが基本だと思う。
	本来的には使命や役割等は認識されているはずだが、ややもすると選ぶほうも選ばれるほうも意識が薄れがちなので、その目的を再認識させるために定めた方がよいかなと思う
	基本条約の制定は遅すぎた帰来がある。
	条例などスムーズに決めていただいて、多くの話し合わなければならない議案をどんどんこなして決めていただきたいからです。
	県民として、わかりやすく知ることができるのは、いいことだと思うから
	議員・議会の活動により深い理解が得られる。
	反対する理由がない。
	特に問題ないから
	明示されるのはうれしいこと。悪いことできそうにないから。
	透明性をせめて期待して、様子ををみます。
	ただでさえわけのわけの分からない世界なので、開けた議会なら賛成です。
	現状の体制で様子を見たい。
	現状の体制で様子を見たい。
	現状の体制で様子を見てから判断したい。
	選ぶほうも選ばれるほうも基本的な認識が不足しつつあると思うから
	重要かつ必用なことだから
	条例の制定自体は良い事だから
	当然
	なんとなく
	特定の人間に私物化されないためにも、条例に基づき監視する体制をとるべきだと思います。
	議会で決めた事だから。
	憲法と同じく県政の基本形は明確に文書化されているべきである。
	明らかになるとみんなが安心すると思う
	明らかにするとみんなが安心するから
	県民に開かれた県議会でありたいとするスタンスには賛成
	内容を明らかにすることは重要
	県議会の説明しようとするスタンスは良いと思う

回 答	意 見 等 の 内 容
②どちら かとい えば賛 成	制定することは目的ではなく手段にすぎないが、民間企業でいうビジョン・ミッションにあたるものを定めて、理想を共有することは大切だと思う。
	いろいろな意見が、あったほうが、良いと思うので。
	議会の基本姿勢を定めるのは議会でしかできない、無いより良い。
	議会の役割を再認識する良い機会だと思うから。
	使命・役割・指向・・・今更の感もあるが・・・
	議員・議会のあるべき姿がわかりやすくなり、県民として、よい判断基準となる。
	議員の行動に関して常識的なことでも決めなければならないのかと思うと残念です。
③どちら かとい えば反 対	海外出張など世間から批判があるものを条例によって正当化しようとしているように感じる。
	なんかよりお金がかかって意味がないように思われる
	議論する時間は県民のために割くべき。議会が県民のために存在するのは明らか。それ以上に細々と何かを決める必要は感じない。
	県議レベルであれば（使命、役割、目指す姿を）条例で規定しておくことが必要なのか疑問である。拘束をかける結果にならないでしょうか。
	議員・県議会の現状のどこが問題なのかという議論がないまま、ただ地方自治法の地方議員・議会に対する規定が不十分だということで条例を制定することに疑問を感じる。現行の議会会議規則、委員会条例、政務調査費交付条例等の規定のもとでも、議会の活性化や市民に開かれた議会の実現に向けてできることはいくらかもあるはず。ただ、知事部局が自治基本条例の制定をめざしていることとの関係においては、議会は議会として条例を作る、というスタンスも全面的には否定しない。
④反対	基本条例を作る前に、議員定数の削減や、議員報酬について検討するほうが先だ。
	議会基本条例を制定する前に、本会議を欠席したりしないで、ちゃんと出席しろ。また、本会議で居眠りしたり私語をするな。
	こんな下らないものを制定する前に、政務調査費を抜本的に見直す方が先だ。県民の税金を私的な飲食代に使っておいて、何が議会の使命だ。笑わせるな。
	条例を制定しなくても、出来ることはたくさんあるはずであり、直ぐできることから取り組むべきである。県民のために活動するのなら、議員は車で県庁にくることを止めるべきだ。多くの県民が困っている。
	開かれた議会づくりを目指すのならば、寄せられた県民意見は全て公表し、回答すべきである。個々に回答しないのは、議会にとって都合の悪い意見は抹殺しようとしか思えない。
	相模原市を加えれば、政令市が3つになるとう本県の事業が全く条例に反映されていない。
	基本条例を制定する前に、議員個々が努力することが大切である。ほとんどの議員勉強もしない状況では、基本条例など全く無意味である。
	条例にしなくても、選挙の際、使命や役割、目指す姿を掲げて選ばれてきたはずなのに、改めて条例を作らなければならない理由がわからない。
	条例で決める問題ではない。
	あまり意味があると思えない
	使命・役割・目指す姿などは、法令が定めるものであり、議員の評価は選挙民がくだすものである。立法府自ら決めるのはおごりにすぎない。
	こんなことは当たり前なのに、何故今更粉ことに手間隙かけて金かけてやらなければならないのか理解に苦しみます。
⑤どちら ともい えない	条例を決めることも大切だが、実際に行動することのほうが大切なので。
	条例を決めても行動が伴わないと意味がない。
	いまの状態は、新しい条例がないとだめなのですか。

回 答	意 見 等 の 内 容
⑤どちらともいえない	言葉(姿勢?たてまえ?)だけで済まされてもわからなさそうだから。本当にしっかり守られるのなら賛成ですが、上っ面だけなら意味がないので反対です。
	本当に守られるのなら賛成、守られないのなら意味がないので反対だから。
	よくわからないから
	詳しくわからないので
	普通とおもいます、特別なものではない。
	よくわからない。身近に感じないから。
	よくわからない
	微妙なところ
	県議会の使命は妥当だと思うが、現状の環境の中で議員の人数の増減のことも入れてほしい。
	趣旨がよくわからない。
	基本を決めたとしても、議員の質が変わらないから、今までと同じになってしまうと思う。
	もっと分かり易い言葉を使って欲しいから。
	わからない
	今回初めて目にしますので、この説明だけでは詳細がわかりかねます。基本的に県議の方々の仕事の役割が県民にはよく分かっていないと思いますので、もっと、働いている姿や、成果をアピールした方がいいと思います。
	必要なのか判断がつかない
	制定期間を決めれば賛成。
	よくわからない
	議員の方々も様々で、地域貢献に精力的に動いている方もいらっしゃる。しかし、そういう方に限って、日の目を見ていない(評価されていない)と感じます。正直者が馬鹿を見る世の中になってほしくないものです。
	現状が分からないので。
	目的がわからない
	難しくてよく分からないので。
	議員の勉強不足の改善が先ではないか。県民の目線に立つことが出来ていない。委託会社に作らせたものはいらない。
	最近のニュース(大分県の教員汚職事件)を見ていると、何をやっても変わらないと思えるから。
	条例で規定するようなものではなく、当然のことではありませんか?
	くわしいことがわからないので。
	議会改革の取組みの一環として議会基本条例を制定するという理屈がよく理解できない。
⑥その他	分からない
	興味が無いので
	新たに制定する必然性が良く理解できない
	よくわからない
	分かりにくい。
	分からない

2 「神奈川県議会基本条例（仮称）」骨子案の内容について

(1) 前文

回 答	意 見 等 の 内 容
①骨子案 どおり	当たり前のことだったのを、条例化しなければならないのは、少々不満 特に理由はないけど、反対するところもないから。 なんとなく不完全な感じだが、どこを是正すべきかはすぐには思いつかない。 判りやすく書かれているから
②一部 見直し	「努力」ではなく「責務」である旨の記述が必要 又本骨子案の全体の流れとして、議会、議員が欲すればできる、欲しなければやらないといった論調であり、県民の要望に基づいて「せねばならない」部分がない 箇条書きではなく、もう少し細かく内容を明記したほうが良いのではないか 「真に」、「真の」という言葉の多用に不自然さを感じ、真意が直接伝わらないと感じるから。 議員の報酬について、特に政策調査費は、使途を公開すべきだ。 体言止めでない文体にすべき 全力での意味が欲しい 「基本理念等を明らかにするなどの条例制定の意義と県議会の決意」等、など、と続いているので、条例制定の目的が曖昧で明確にされていない印象を受ける。 問題が、あるなしに関わらず期間を決めて、見直す。 制定期間の明示。 検討委員会、常任委員会など関連会議で議論された内容を、より積極的に全面公開することを追加していただきたい 地方分権改革推進の観点から、県議会の果たすべき役割の基本理念を提示すべきである。 監視機能を強化することは良いことだと思いますが、それによって、議員の皆様、ひいては公務員の方々の 行動が規制されることを懸念します。公務は、県民の 利益になることが第一だと思います。 もう少し砕けた言い回しのほうが。。。前文からこれでは読まない。 知事等との関係まで書き込んで意見を求めるべき 執行部（県庁）が黒子に徹しているようで、知事の名を借りて隠れている印象がある。決められたことを粛々と主旨に則って執行するという原則的な姿勢の表明が必要である。 お題目とうかイメージ的であり意味が通じない。 もっと具体的で直接的な表現にした方が良い。 第4章の意を汲んで、選挙権の行使を以って県民も参加する義務があることを明記すべきだと思います。 「真の二代表制の確立」でなければならないことはないと思います。 二代表制の分かりやすい説明がほしい。 県議会の努力では無く、憲章にすべきでは？ 基本理念等（等は何を指すのか）の表現ではなく具体的に項目を挙げる、また後年改善の見直しを明記すべき 民意を受けた議員は定期的に議会活動報告をおこなうべきではないのか？ 民意を受け止めてくれるのはありがたいが、その請負いは、それを果たす責任があり、その結果を県民に定期的に報告する義務がある。 将来にわたる基本的理念が描けていないのではないのか？ 県民、議員、県議会は互いに双方向であるべきであるのにその姿がよく見えない。 二代表制とは？
③全面 見直し	無くてもいいように思う 素人の意見で恐縮ですが、前文が箇条書きでよいのかという疑問があります。それぞれを繋げて文章にしたほうが良いのではないのでしょうか。 努力、決意で結んでいるので具体性に欠ける。

回 答	意 見 等 の 内 容
③全面 見直し	どうしても抽象的にならざるを得ないのだろうが、どうもインパクトがなく形式的である。
	県議会は、今まで何を努力してきたのか。マスコミから叩かれないと、なにも取り組まないのではないか。
	何か” ボーット” した内容で会ってもなくても良い（役に立たない）ないように
	当然のことすぎて何故必要なのか理解できない。条例を制定しないと当然のこととできないのが今の議会なのか。
	しなかった場合の、違反した場合の罰則を設けるべきである。
④分から ない	よく読んでない
	今までがどういうものなのかがわからないので、説明をじかにお聞きしないとわかりません。簡単なようですが、今まで関心のなかった普通の県民にはわかりません。もっと、わかりやすく説明の機会を設けるべき。
	骨子の項目だけでは判断の材料にならない
	文章化されていないと判断できない。

(2) 第1章 総則

回 答	意 見 等 の 内 容
①骨子案 どおり	特に理由はないけど、反対するところもないから。
②一部 見直し	やはり「努力」という言葉は軽すぎる。「努力」したがなにも出来なかったではすまないのでは？
	文章の途中は良いが、目指す目的が具体性が無いので結局努力目標になっている。
	「このために具体的な条例を制定する」を加える
	「権能」という言葉は使うべきでない。
	県民の代表とし常に県民の声を聞きながらけん制に反映させることをきほんに。この思想を入れて欲しい。
	日本国憲法の文章は読んでも分かりやすく、とてもきれいだと思うのですが、こうした総則を作成される方の国語力も落ちているのでしょうか？
	問題が、あるなしに関わらず期間を決めて見直す。
	制定期間の明示。
	常任委員会などの人事について、県知事が介入しない点を明確化していただきたい
	「県民の負託にこたえ、県民の豊かな生活・より良い明日の神奈川の実現」という目的に対し、手段が「開かれ、充実した県議会の実現」のみでは、あまりにも弱い。
	県議会自体の事項に関することは県議会内で決められないようにしてもらいたい。例えば報酬や政調費だけでなく一切の予算措置は別組織で決めるようにということ。
	神奈川県利益さえ守れば他県に犠牲を強いることを厭わないと誤解されないようにしてほしい。
	「県民の豊かな生活とより良い明日」とあるが…せめて「県民の基本的人権を尊重し」とか付け加えてほしい。豊かな生活ではない方が県民にもおります。福祉のほうを配慮した書き方はないのでしょうか…
	美辞麗句ではなく具体的に表現して欲しい。拡大解釈や抜け道があってはならない 地方分権にふさわしい；；何を持ってふさわしいと判定するのか？
	何のための県議会なのか？将来に明るくて幸福で、住みよい県政を実行するという基本理念を入れるべきでは？実践的過ぎないか？
	県議員は県民の代表者であり、代弁者でもあるから、その意見を議会に反映させ、その結果報告を定期的に行う義務があるのでは？
	「充実した県議会の実現」とあるが、「実現」では今現在、全く実現していないかのごとき印象を受ける。
	基本理念は、改革する議会であり続けるよう努力を重ねるというより、地方分権時代にふさわしい議会（あり方を含めて）を目指すことの方がよいのではないのでしょうか。
	民意も定義すべきでは？何箇所の地域以上か、何人数以上かなど、一個人の意見でも民意と言えるわけですから
	「基本理念並びに議員及び県議会の使命、役割等の基本的事項を定め」れば「県民にわかりやすい」議会になるという論理は、議会の現状（とその「わかりにくさ」の原因）を反映していない。現状が市民に「わかりにくい」ものになっているのは、先例や慣行、市民に「開かれていない」非公式の場での意見調整などにより、議会の意思決定や議会運営上の重要事項の決定がなされているからではないか。
③全面 見直し	県議会は、県民の代表ではなく、自分の後援会の代表ではないか。
	当然のことしか書かれていないが、これまでは、このような当然のこともされてこなかったということを言いたいのか。
	こんな当たり前のことを、なぜ今もう一度云わなければならないか、今までやっていなかったと言うことですか、どうも理解に苦しみます。

(3) 第2章 議員

回 答	意 見 等 の 内 容
①骨子案 どおり	特に「積極的に地域で活動」、「資質の向上に向けて、不断の研鑽に努め」に期待します。選挙の時だけ大騒ぎしたり、保育園の卒園式に祝電を打って売名する議員などは不要です。もっと肝心な場所に顔を出して下さい。 特に理由はないけど、反対するところもないから。
②一部 見直し	「議員の使命」の語尾、・・・努めなければならない」が気になる。「ねばならない」は強制の意がありよくない。 なぜ「会派結成」を正当化せねばならないのか？県民が選んだ議員1人々が独立してその公約ないし主張を通すのが選んだ県民の本意であり、「会派」を結成して集団の中に個人を埋没させるべきでない。派閥のもと反対！ 課題の把握、民意の県政への反映は記述がありますが、課題の解決に努めるといふ内容の記述がないため、このままでは議員・県議会の能動性が軽減することになりかねません。 この章を読むと議員は会派に加わらないと何も出来ない様な気がする。議員が個人として何が出来るのか、何をすべきかが分からない。 議員の数を削減する 研さんに勤めその結果を示すまで定めないと、研さんの金を使って外国に行きました、勉強しましたで終わってしまう。 議案提出、資料請求は議員個々人の責務と読める。ならば会派の機能とは何なのか疑問が残ります。 政策調査の使途は、限定されるべきだと考える。 書かれていることは当たり前のことで何をいまさら・・・議員の人数の削減を明記すべきです 政策調査?? 政務調査費返せ 理念レベルの目標も必要だが、具体的な職務、目的について言及すべき。 政務費の私的流用などの不正をした場合の除名などの強い罰則を入れるべきである。 「てにをは」の使い方がおかしい箇所が一部ある。研さんは研鑽でもルビなしで読めます。 期間を決める。 制定期間の明示 使命、役割として記述している内容が、「あたりまえ」すぎて格調が低い。使命についてはもう少し高い理念を掲げてほしいし、役割は、もっと議員に求められるものを明確にしてほしい。 「必要に応じて」という文言がありますが、「積極的に」「義務感を感じて」などの文言ががほしいと思います。 少し抽象的で曖昧さを残している。議員が不正をしないように現実的な文言にしてもらいたい。 会派に所属しなくても議員活動が出来る事を明記すべきである。 ・神奈川県利益さえ守れば他県に犠牲を強いることを厭わないと誤解されないようにしてほしい。・経費内訳の公開も義務付けてほしい 公益性、公平性に県民への公開、公明性も追加すべき 議員はその地域の代表であり民意を吸い上げる活動と明記すべき 議員は賄賂など貰わない潔癖性を明記すべき 議員の役割は、県民と議会ともに双方向性であるべき。民意を代弁し、実現に取り組む責任を負うべきではないのか？（すべてが実現できるはずはないと理解しているが）少なくともその報告の義務はあるはず。 説明だけでなく、報告義務を負わなければならないのでは？民意を果たす責任とともにその責任と義務が不明瞭だ。明確に叙述すべきだ。 議員に会派は必ずつきものになっているのが現状ですが、会派があることにより、議員とお金と人脈が絡み合うダークなイメージが付きまといまう。

回 答	意 見 等 の 内 容
②一部 見直し	会派が自律的な存在であるとする、何故、県議会が協議の場を設けるのか疑問が残る。議員又は議会との関係で会派の問題を扱うのは理解できるが、「会派」そのものの規定については更に議論すべきと考える。
	議員は県民の代表であるので、一定の義務も課すべきである。
	本条例を踏まえた議員の議会に対する役割等があればよりよいのではないのでしょうか。
	議員は県民の意思の代表者であり、決して特権階級になったものではありません。ずいぶん横柄な態度の方や、若い議員の中には年長者への礼儀を欠く方もいるように思います。また、議員は、よく先生と呼ばれるとも聞きますが、そのような呼称を漫然と受け入れていること自体が、県民の思いから乖離するものであると思います。
	議員の基本姿勢として、県民の模範となる人間の品位や親切さ・丁寧な言葉使い等を心がけるべきことを第2章の中に入れてはどうでしょうか。県議会の傍聴をしても、一部品位の無い方々のヤジは、これが県民の代表なのかと失望することも度々です。ご検討をお願いします。
	・「議員の役割」は、提出された議案等の審議、審査を行うことではないか（議案の提出は、権限では？）
	議員は自分の選挙区の人だけと対話をしているようであるが、党や会派としても良いので選挙区以外の県民と話し合う定期的な場をつくり、何をしているかを公開して活動を明確にするべきである。
	会派は議員同士の私的なコミュニティだとすべきで、議会活動ではないと考える。
	人員削減すべきである
	県内の民意のみではなく他県の実情をも把握すべき
③全面 見直し	議員の役割を書く前に、本会議に全員が出席の方が先だ。
	当然のことしか書かれていないが、これまでは、このような当然のこともされてこなかったということを言いたいのか。
	違反した場合、勤めを果たさなかった場合の罰則を設定すべきである。
	◇議員の使命 第2項の「日頃から、積極的に地域で活動するとともに」を「日常的に調査活動に努めるとともに」に変更する。「地域」が議場外を指すのか議員の地元をさすのか不明だが、議員の地域活動を広義に捉えることが可能な表現は避けるべきであると考え。
	◇議員の役割 第1項の「必要に応じて」を削除し、「議案を提出する」の後に、「また、個々の議員が立法権の担い手としての自らの役割を果たすことができるように議会全体として努める」という趣旨にあらためるべきだと考える。
	◇議員と会派 については、選挙によって県民の信託を受けたのは各議員であり、会派は二義的な存在であることが反映された規定にすべきである。
	具体的には、
	*第2項の「議会活動の一翼を担い、」を「各議員が県民の信託を受けて選ばれたことを認識し、」に差し替える。
	*また第3項と第4項を全面的に削除する。
	二義的な存在である会派について、実際に行われている事柄をあらためて条例の文言に入れる必要は認められない。特に、第3項中の「会派の会議」、第4項中の「協議の場」は、現行のように非公開・会議録不作成で開催されるのであれば、第1章 総則 目的 にいう、「開かれた議会」の実現を阻害するものであるから、条例の文言に入れるのは整合性がない。
④分らない	*「議会と会派」の規定をあえて設けるなら、民主党・かながわクラブ提出の骨子案にあった「会派は、政策立案について、各議員の意見を尊重するとともに議員間の合意形成に努めなければならない。」という規定は採用すべきである。
	議員数大幅減

(4) 第3章 県議会

回 答	意 見 等 の 内 容
①骨子案 どおり	特に「必要に応じて、国等への意見表明を行う」に賛成です。国や東京都が二の足を踏むような改革に神奈川県が先陣を切っていただきたい。禁煙条例も大いに期待しています。
②一部 見直し	特に理由はないけど、反対するところもないから。
	努める、強化するではきれいごとの羅列にしか見えない。
	インパクトが欲しい
	日常的に行われていると思われる知事等との政策議論、神奈川の明日を考えるという機能が読み取れません。
	当たり前のことで何をいまさら・・・罰則がなければ無意味
	議員研修って何をするのだろう・・・
	県議会、市議会、区議会の役割分担を言及すべき。
	県議会の機能強化や位置づけの明確化はいらない。スリム化と資質向上、透明性の向上を強く義務づけてもらいたい。
	形式を避け中味の濃い県議会にして欲しい。
	議長の権限強化に反対。議会の総意が優先されるべき。
	期間を決める。
	制定期間の明示
	常任委員会などの人事について、県知事が介入しない点を明確化していただきたい
	議会の使命はもっと格調高く、役割についてはあたりまえでないことをもっと書いてほしい。具体的な記述が機能強化についてだけというのもどうか。
	「多様な意見」とありますが、「多様な現実的かつ実質的な」くらいの意気込みがわれわれの見地としては欲しいです。
	県議会の機能強化は必要であるが、そのために議長の権限を強化する必要はない。
	期末の研修旅行は排除すべき 議員の研修年間スケジュールを作成すべき
	何のための県議会なのか理念がみえない。
	監視内容の充実はもっと細やかに機能ができるように提示していただきたいです。
	あるべき姿をえがくべきではないのか？
	本来「政策立案」を行うのは執行機関である。議会では政策を執行できない。条例を通しての立案もあるが、基本的には「政策提言」であるし、条例については、端的に「立法機能・能力」が良いのではないのか
	県議会の役割として、「知事等の政策等の実施状況を常に監視～」とあるが、単なる監視機関ではなく立法機関なのだから、この一文は必要ないと思う。
	役割が果たせなかった場合の政治責任についても規定すべきである。
	県議会の役割のうち、自治立法権の担い手として政策立案等を行うことと、国等への意見表明を行うことは別のものではないでしょうか。
	・本会議や委員会で行うのは、討論でなく質疑の方が良いのでは。 ・「議員の位置付けの明確化」とは？ ・「地方分権の時代にふさわしい議会として、その透明性を確保する」とは？
	議会はスタッフを充実し議場での討議が迫力があるように改革をすべき。議論する双方が台本を読んでいるような会議から早急に変えるため。
	スモール化を目指すべきである
	どうやって県民の意見を反映しますか。具体的な手法を決めないから今までのように何にもしないでも済んでいることを認識すべきです。

回 答	意 見 等 の 内 容
②一部 見直し	◇地方自治法の104条に「議長は…議会を代表する」とあるのだから、条例に重ねて規定する必要はなく、第3項は削除してよい。また、議長が1年で交代する神奈川県議会の実態を重ね合わせると、県議会の代表である、と条例に高らかにうたうことに違和感を覚える。 ◇第5項で「議員の位置付けの明確化に取り組む」とあるが、この議会基本条例の制定自体がそれを目指したものであると言えないのだろうか。この項は全く不必要であると考える。
③全面 見直し	政務調査費が交付されているのだから、資質の向上は議員自らが、取り組むべきである。 県議会の存在価値がわからない。 議員の数をもっと減らすべきだ！ 当然のことしか書かれていないが、これまでは、このような当然のこともされてこなかったということを言いたいのか。
④分から ない	読むのがいやになりました。

(5) 第4章 県民と県議会

回 答	意 見 等 の 内 容
①骨子案 どおり	「ねばならない」は気になる。（「ねばならない」は強制の意がありよくない） 広報だけでなく調査機能の充実に期待します。 広報には県議会からの情報発信だけでなく、それに対する県民の意見（特に反対意見）なども載せて欲しい。自分も県民だが、議会で「民意」と言われているものにどのようなものがあるのか広く知りたい。 特に理由はないけど、反対するところもないから。
②一部 見直し	会議を非公開とする場合、県民の納得できる理由を説明 県民の請願又は陳情を議会の「必要に応じて意見を聞く」のではなく「意見を聞いた結果を公表する」べきである。 県議会は会議録を原則公開する。 質問という言葉は聞くだけの感じがする。「質問」を「質問及び意見」としてはどうか。 県民は、議員を地域の代表としては、選んでいないと思う。あくまでも県全体の代表であるべきだ。 当たり前のことで何をいまさら・・・ 罰則がなければ無意味 県民が議会活動に参加というのは違和感あり。議員こそ県民の活動に参加せよ。 参考人、公聴会制度の活用ではなく、自ら足を運び県民意見を吸収せよ 自分の選挙区の県民に多くの情報を報告させることを義務付けて欲しい。 ”すべての県民が等しくその利益を享受できるよう配慮する”では表現が弱く曖昧。”一部の利益を優先することは断じて行わない”など意志表現を明確化すべきである。 議会活動に参画することが困難な方のため、また、広報広聴機能の充実のため、インターネットで動画配信することをぜひご検討ください。 期間を決める。 「・・・会議を原則として公開する」の「原則として」を省く 会議公開や情報公開は、いまや常識であり、新鮮味はない。県民参加で何か新しいものが提示されているのかよくわからない。 基本的に受身の感が強いです。積極的に民意を聞く機会を設けて欲しいです。 また、電子媒体等を活用して、リアルタイムにかつ 安易に情報が得られると良いと思います。 1.「県民の議会活動参画」と有りますが、内容が解らないので具体的にした方が良いと思う。 2.「必要と認めた時は・・・」「・・・する事ができる」等、議会側の意思で決められる内容に疑問を感じます。 県議会自体の事項に関することは県議会内で決められないようにしてもらいたい。例えば報酬や政調費だけでなく一切の予算措置は別組織で決めるようにということ。 視察等に関して報告会、報告書の作成を必須とすべき。 予算についてはどんな検討をするのか？なんの言及もないのはおかしいのではないか。政策実現には予算化が伴うが、それらをどう処理しようとしているのか？ 情報の「公開」と「発信」の意味が明確になっていない。なぜ、「情報の公開及び発信」が必要なのかを明記すべき。開かれた議会のための「広報委員会」であれば、県民の参加も検討してみてもどうでしょうか。 将来、直接民主制をめざすのであればなんらかの言及があってしかるべきである。 ・公開する委員会には、議会運営委員会も含まれるのでしょうか。 ・積極的な情報の公開には、会議資料の配布も含まれるのでしょうか。 ・パブコメの実施は明記しないのでしょうか。 議会のPRが少なく活動内容がよく解らない。いつでも誰でも県民と対話ができるような制度が必要だ。 少数精鋭 県民の意見を引き出すやり方、手法をきちんと決めてください。

回 答	意 見 等 の 内 容
③全面 見直し	公開するなら、全ての委員会を公開したらどうか。自分に都合の悪い委員会は公開しないのはおかしい。
	手続きがよくわからないが、条例に規定しないと実行できない内容なのか。内部の手続き規定を変更すれば足りるのではないか。
	制定期間の明示

(6) 第5章 県議会と知事等との関係

回 答	意 見 等 の 内 容
①骨子案 どおり	「ねばならない」は気になる。（「ねばならない」は強制の意がありよくない） 知事等の反問又は意見表明により議論が活性化することに期待します。 特に理由はないけど、反対するところもないから。
②一部 見直し	質問という言葉は聞くだけの感じがする。「質問」を「質問及び意見」としてはどうか。 明確に示されていない部分があり判断しきれない。 当たり前のことで何をいまさら・・・罰則がなければ無意味 議会の機能強化の意図が強いが、しっかりチェックできる資質向上が第一。とにかく人数が多すぎる。地域の利益誘導ではなく、レベルの高い政策議論を求める。 紙を読む議会は税金の無駄遣いで、もっと実質的な議会を目指して欲しい。 「監視機能充実」の項目がもりこまれているが、「充実に努める」では信じられない。 期間を決める。 制定期間の明示 常任委員会などの人事について、県知事が介入しない点を明確化していただきたい 知事との関係が、監視、評価にとどまっているのは、視野が狭い。二元代表制のもとで、創造的発展を生み出す枠組みを提示してほしい。 文面はよさそうな内容ですが、結局は「なあなあ」ということになりませんか？ 県民代表による第三者 監査機関などの計画はないのですか。 明確に規定してほしい 質問の充実について、無所属や少数会派でも質問の機会を与えれば充実すると思う。効果的と称して文書質問の機会しか与えてないのは時代錯誤。 県議会と知事との関係が同等でよいのか？ 知事に対して助言はしないのか？監視と評価だけなのか？ここでも責任と義務が曖昧だ。これらが曖昧であるならこうした基本法は不要だ。 緊張関係とあるが、どのようにお互いをよい意味で監視、意見できる環境に整えてあるのかまで教えてもらいたいです。もちつもたれつにならないために。 知事等の県議会におけるふるまいを議会基本条例で定めることは、本来対等であるべき議会と知事等との関係を損なうものではないか。この規定は削除すべきと考える。 知事等との関係として、「知事等に対する監視、評価等～」とあるが、単なる監視機関ではなく立法機関なのだから、切磋琢磨して政策を競い合うというような趣旨の表現が望ましいのではないか。 大きな権限がある知事に対し、県議会が均衡・抑制の機能を発揮するためのより具体的方策の記述がほしい。
③全面 見直し	知事の話が形式的で表面的であると何時も思っている。 現状の議員の資質では、実現不可能である。 手続きがよくわからないが、条例に規定しないと実行できない内容なのか。内部の手続き規定を変更すれば足りるのではないか。
④分から ない	不明確な部分、明示されていない事項があり、これだけでは判断できない 知事との関係を明確に ・「監視機能の充実」とは、例えばどのようなことでしょうか。・「質問等の充実」とは、本会議で一問一答式も視野に入れているのでしょうか。

(7) 第6章 倫理の尊重

回 答	意 見 等 の 内 容
①骨子案 どおり	これは「努めなければならない」が妥当です 「県民の代表」としての自覚と共に、県民が雇い主であることをどうかお忘れなく。本当に107人も必要なのかというような疑問を抱かせないでください。 特に理由はないけど、反対するところもないから。 議員に対し第三者による倫理監査を行うべきでは
②一部 見直し	案文は抽象的すぎる。内容がない。遵法の義務なども盛り込む 不祥事が発生した場合に常に「法に則って」と一般市民と同じレベルで逃げる。法律は最低限の守るべきことを定めているので、議員はより高尚な基準で進退を決めるべき。 当たり前のことで何をいまさら・・・ 罰則がなければ無意味 期間を決める。 制定期間の明示 県民の信頼を高めるためには、より具体的な規定を設けるべきである。 そもそも倫理とは何なのか。具体的な内容が欲しいです。 環境に対する姿勢を表明すべき。 監査条項についてもっと縛りを明確にするべき。もう少し詳細に踏み込んだらと思う。 「倫理の尊重」では生ぬるい、「公共倫理の遵守」が本来の立場ではないか？ 細かいが、責任と責任感とではニュアンスが違う。義務をどう遂行するのか？ 民意の実現に最大限の努力をする規定はないのか？ 公職である議員が倫理を尊重するのは至極当然であり、倫理を尊重しない場合の罰則を担保すべき。 徹底した禁煙、受動煙の防止と公共の場でのマナーの徹底。 他府県の倫理違反に該当する事例を議会に反映すべき 違反者には罰則はないのですか？名前の公表など
③全面 見直し	罰則をきちんと入れて欲しい 議員活動は、自由より公明正大さを、重視するべきだ。刑事罰を県独自ではなく、科す方が良い。 議員自体に倫理感がないのだから、全く無意味である（倫理観があれば、政務調査費返還の問題は、起こらないはずである。） 議員の倫理を問うのならば、政務調査費を不適切に使用した議員には、辞職勧告ぐらいすべきである。 本会議にも出席しない、または居眠り議員が多数いる状況で、倫理などと言っても全く無意味である。 あまりに抽象的で、恐らく何を意図しているのか、理解できる議員はいないと思う。「倫理」は、公序良俗など法的な用語で説明する方がよい 反した場合のペナルティを課すくらいの覚悟を示すべき 甘い一言。もっと義務を明確に言い込んで欲しい。 ” 倫理の尊重に努めなければならない” ではまったく実効性が無い。” 倫理に反する行動は議員資格を問われるものとする” にすべき。 これだと知事がかわると、また守旧派というか悪徳議員が跋扈してしまう。永年性を担保してもらいたい。

回 答	意 見 等 の 内 容
③全面 見直し	議員が行政機関・職員等に対して行った口利きについて、議員自らが議会に報告する制度を設け、議会が独自に情報管理・情報公開をするべきであると思います。 大分県の教員採用試験の贈収賄事件に議員関与（口利き）があったとの報道もあり、市民的公平感覚・遵法意識のない大分県の田舎議員と神奈川県議を同一に論ずるものではありませんが、全国的には、以前から口利きの悪しき影響が取りざたされていました。 神奈川県の議員も教職員・職員採用試験において、合格者の事前通報受けていたことは、議員としての公平感の欠如を示すものであり、悪質な口利き行為の一つであり、氏名の公表を求めます。 口利きが全て悪いとは限りませんが、行政等への口利きがブラックボックスでは、悪質な口利きが行われかねません。金権社会や不公平な社会を助長する、悪質な口利きは議会制民主主義への冒涇です。これを全て議員個人の倫理に任せることは、残念ながら不可能です。議員は、自らが自らを律するべきで、また、それしか方法がないのに、この基本条例で何もふれられていないことが疑問です。 口利きの中には正当なものもあり、これも議員活動であると思います。 そこで、口利きの公開制度と悪質な口利きの禁止の制度を条例に盛り込むべきだと思います。これにより、よい議員活動は私たちに知らせることができ、悪質な口利きはさせないという議会・議員からのメッセージを県民に発表できるのです。これは、条例の趣旨にもそうものと思います。 さらには、政と官の癒着の防止にもつながります。 知事も行政などに対する口利きの実態の公開制度を制定すべきですが、議会がこれにさきがけ、模範となるべきであると、日本中でおきている議員の悪質な口利きに対して、神奈川県の議員が率先して、対応する好機であると感じます。 政治倫理条例の制定を視野に入れずに、良心、責任感、品位の保持、倫理の尊重、といった文言を並べても意味がない、と考える。政治倫理条例を制定している自治体は九州を除くとまだ極めて限られているが、「県民満足度日本一」の議会基本条例を目指すのであれば、政治倫理条例の制定に言及してよいと考える。同条例は「政治倫理の確立のための資産等の公開等に関する条例」とは似て非なるもので、①政治倫理基準②資産公開制度③政治倫理審査会④住民の調査請求権⑤問責制度などを柱とする。
④分らない	倫理の尊重に努めない議員はどうなるのでしょうか？

(8) 第7章 他の条例との関係等

回 答	意 見 等 の 内 容
①骨子案 どおり	特に理由はないけど、反対するところもないから。 適宜条例の見直しを行うことが必要だと思うから。
②一部 見直し	議員定数の削減の必要性に言及できないものだろうか。この大幅削減は天命といえるが。 制定済みの条例との関係も明記していただければと思います。 当たり前のことで何をいまさら・・・ 罰則がなければ無意味 「趣旨」は、どのようにでもとれるので、この項目もあまり効果的だとは思えない。 自己研鑽と自己チェックをするのが大前提。 それを規定したら、変えない覚悟でやってほしい 罰則は別途定めるとしたらどうですか。 期間を決める。 制定期間の明示 あたりまえのことを整理されないまま記述している。基本条例の性格付けを、前文や、目的の条項に規定すればいいのではないか。 わからない。 県の長所、特徴をも明確にし、特化した内容も盛り込んでいけるような内容も。
④分から ない	・ 自治基本条例

(9) その他

主 旨	意 見 等 の 内 容
条例制定を契機に議員にはあらためて認識を持ってほしい	二代表制を機能させるためにも、議員や議会の基本的な事項を定める条例は必要だと思う。ただし、条例が仮になかったとしても、県民の代表として議員はしっかりと議会活動に取り組まなければならないと考えているので、今回の条例制定を契機に議員自身も自身の姿勢について改めて認識を持ってほしいと思う。第2章で議員の不断の資質向上について謳うとともに、第3章で議員研修の実施を謳っているが、県民の代表たる議員として、何十万、何百万人もの県民の期待を背負う者として、自らの意思と努力により、不断の資質向上に努めるのは当然であり、「議員研修」のように、外から与えられてはじめて自身を磨くような姿勢であってほしくない願っている。「議員研修」というのは、それが単独であれ、複数であれ、不断の努力に含まれていると考えており、受け身の姿勢を表した記述との印象を受ける。
定数削減に取り組むべき	当県だけの問題では無いが、議員数の定数問題にそろそろ検討に入る。戦後半世紀以上経過した。定数・報酬等々全ての面で洗濯してみる必要あり。先進県神奈川！・・・全国の先陣を切って先ずはデイスカスを！
情報格差を埋めるため広報活動を充実させてほしい	最近、インターネットを見られる人とそうでない人の知っている情報に大きな格差があると思います。情報がいきわたらないと折角の条例も意味がありません。広報活動を充実させてください。
禁煙条例に反対	ヒットラーやムッソリーニが行った禁煙条例をなぜ不景気の今神奈川県でする必要があるのか？⇒知事の名誉欲 ファッション化 イギリスでは、禁煙者が増加した/飲食店の閉店・景気悪化⇒神奈川県も倣えば喫煙者減少・景気悪化＝地方税減少⇒新たな税負担を県民に強いる（高寿命による医療費増加も併発）⇒破綻自治体
実行が大事	文面的には良いと思うが、理想論！？当たり前過ぎるから、分からないとした。実行されなければ、無意味。
罰則規定を入れるべき	この骨子案は単なる精神論に見える。守らなくてもどうってことがない。罰則、懲戒的な条文を入れるべき
実行が担保されるか疑問	条文では固有名詞や数値が基本的に使用されていないため、条例に反する事実があったとしても、証拠となる文書などの物品をもって議員・県議会を追求することができないという問題があります。その意味では、県民が議員・県議会の良心に期待せざるを得ないという状態は維持され続ける条例だと思われます。
実行が担保されるか疑問	マニュアルを作ったことですでに終わっていそう。果たして本当に遂行されるのか疑問。
実行が担保されるか疑問	マニュアルを作ったことで終わっていそう。果たして本当に遂行されるのだろうか？
民主主義の理念が投影されてよい	【基本条例骨子案】を通覧しましたが、過不足無く、民主主義の理念をよく県政に活かした内容だと思われます。この趣旨で更に細部を詰め、具体化していただければと思います。
実行が大事	具体化できることを期待する。
実行が大事	一度決めたら、大切にすること
県民のことを考えてほしい	理解しづらいけど県民を考えてできる限り取り組んでほしい
不具合があれば見直しを	知事・議会・議員の姿を県民が見えるようにする第一歩だと思います。施行し不適合があったら見直し優れた県条例を作れば良いと思います。
実行が大事	話し合いばかりではなく、実際に実行して見せてほしい。
実行が大事	議員さんには、選挙の時だけでなく、骨子案の通りに行動して戴きたい。

主 旨	意 見 等 の 内 容
実行が大事	骨子案はとても良いと思いますが、仏作って魂入れずでは困ります。案のように常に県民とともに歩むを実現してほしい。また、透明性のある政治にしてほしい。
県政運営の無駄を排除してほしい	県議会は県の立法機関である。県庁とともに県政を執行するための県の政府である。 1. 県政府はなるべく小さな組織を常に心がけるべきである。県政府が小さくなれば天下りを含めて税金の無駄遣いは小さくなる。 2. 税金の無駄遣いを中心にチェック機能をしっかりと設定すべきである。親戚関係や仲間内的な機関でなく、完全に民間の監視ができる設定をすべきである。 3. 議会も県政もより積極的にわかりやすく公開の方法を工夫する必要がある。 4. 会期の延長等の結果、そのために発生する追加の経費等は議員の自己負担と決めるべきである。もっと要領よく議会運営を工夫して無駄な経費を発生させない工夫と努力をするのは議員の当然の義務である。
妥当	妥当だと思います。
県民のニーズにこたえる施策を	もちろん、このような条例施行も重要だが、寧ろもっと県民に必要とされる条例、および県民生活のニーズに基づく条例改正に議会は力を注ぐべきである。
罰則規定を入れるべき	分かりきった内容でわざわざ制定する必要があるか 罰則などなければ意味ない
当たり前の内容	これを見て一般の人はわかるのでしょうか？ 当たり前のことを書いてあるようでごまかされているようで。
運用をがんばって	この様な立派な骨子案でありますから、ぜひ運用面を頑張って下さい。
必要性を感じない	この条例に違反する場合、どのようなことが起こるのが書かれていない。また、この条例は、どのようにでも解釈ができるので、必要性がいまいち感じられない。別にあっても、なくてもいい条例に思えるが、「たとえば、こういう事例がありました。そこで、こうした条例が必要だと意見があがり、今回、制定することになりました」という説明があれば、応援できると思う。あまりにも、常識的すぎるので、何故、今、必要なかわからない。
当然のことを条例にしなければならぬ状況か	当然のことを条例にしなければ、今の議会が機能しないということは、そうした議員を選んだ県民に自覚を促すことを目的としたいのかと疑いたくなる条例だと思った。
県民にアピールする場を設けるべき	いつも私たちの関係のないところで条例がいつの間にか採択されているように思います。県庁所在地に住んでいると、いろいろな場面で、条例に反対とか、賛成などと目にする機会もあるようですが、県庁から離れているところに住んでいると、まるで関心がありません。もっと、条例などの説明会や、県民にアピールする機会を増やすべきだと思います。
効果に期待	条例の制定・実施・効果に期待する
「県民であってよかった」「神奈川県に住みたい」と思えるような運営を	専門家ではないので条例の一言一句についてその真意を完全に読み取れたとは思いませんし、実際のところ文言上では何とでも言えると思いますが、この条例の元に、基本精神として神奈川県民が「県民であってよかった」と思えるような、また県外の住民が「神奈川県に住みたい」と思えるような運営が行われることを切に望みます。
理解できない	内容が理解できません。
なぜ今更	余りにも形式的で、何で今更こんなことをといったところが正直な意見。こんなこともなくで我々多額の税金が使用されていたのでしょうか。
議論が尽くされていない感じがする	十分に議論をつくして作成された骨子という感じが伝わってきませんでした。もっと真摯で情熱的な姿勢が伝わってくる条例が読みたいです。

主 旨	意 見 等 の 内 容
委託会社の作成で はいけない	ある自治体の自治条例では、すべて委託会社に素案を作成依頼していますが、そのような事はないと思いますが、十分に県民のためになるように、お願いします。
委託会社の作成で はいけない	ある自治体では、自治条例を委託会社に作成依頼して作りましたが、そのような事はないと思いますが
県・県議会の存在意義も入れるべき	政令指定都市の横浜に住んでいる為、ほとんどの窓口は、横浜市であり県・県議会を身近に感じません。 県・県議会の位置づけと市町村との関係も案文に入れるべき。 県や県議会の存在意義が分からず、県会議員のこれほど必要なのか？と疑問すらある。
文体を格調高く	基本条例なのだから、全体として、記述内容の格調をもっと高めてほしい。三重県の条例のほうが格調高い。
民意を反映した議会運営に努めて	いまさらという感じもします。 単なるデモンストレーションで終わることなく、 かつ、民意を反映した議会運営に努められることを願っています。
硬すぎる	硬すぎる。。
一般的	特になし、一般的でよい。
意義を感じない	もう少し生産性のある仕事をしてもらいたい はっきり言って意義を感じない
知事の権限が強い	とても良い取り組みだとは思いますが、知事によるイニシアティブがあまりに強過ぎて、次の知事になった時の揺り戻しが非常に怖い。 長野をみていると危惧せざるを得ない。 それでも私の住む埼玉よりはマシだが。
個々の議員の自覚が重要	条例としては、よく検討されていることは認めますが、問題は個々の議員自体の人格、人間性等によって 県民への奉仕精神が忘れられると、条例は身のない殻だけの姿になります。 選挙時には判らないことも、平素の活動の考え方で把握することもできる。 議員の 勤務評価は県民であることを常に自覚されたい。
開かれた議会を	開かれて、見える形を作ることが肝要だと思います。実施してみて、不都合があれば、見直せば良いと思う。
定数削減について示すべき	議員数の減員の必要性和実施時期をどこかで明示して欲しい
これからに期待	総合的に案をみると、当たり前のことが重々しく書いてあるだけのように思えます。 条例だからでしょうか… 分かりやすく、子供たちにも理解できるような、関心が持てるような内容のものは別にあるのでしょうか。 議会のたびに発行してもらえるのでしょうか。 これからに期待しています。
行政へのチェックの部分の充実を	議会の決定の実行は、行政＝自治体官僚組織が担うと思います。その部分が第5章、監視機能の充実の2行ですんでいるような気がします。 独立章にしてその行政の実施、結果の透明性、説明責任の基本理念もいれて欲しい。
議会局を強化する必要はない	議員は自らの調査能力を自己研鑽又は調査スタッフ確保によるべきで、そのために議会局を強化する必要はない。議会に係る県職員はできるだけ少なくし、歳出を抑制すべき。 議会にかかるトータルコストとパフォーマンスを試算してほしい。
県民の声を聞いて	もっと県民の声を十分に聞いても遅くないのではないかと。 まさか、委託会社に依存した条例などはいらない。（最近施行された開成町条例は、民間会社に委託して出来たもので住民の意見は反映していない、作ればよいものではない。）
倫理規定を厳しく	昨今の分県の大分県教育行政を鑑み地方に任せると直ぐ利権が入り込んでくるので議会・議員の倫理規定を厳しく定めるべきだと思います。
通年議会を望む	原則 常時開会・年中開会中 議員は 年中無休で 県民に奉仕すべし

主 旨	意 見 等 の 内 容
県政を良くする責任・義務を打ち出して	このままでは何のための基本法がよく見えない。県民と議員、県議会が三者一体となって県政をよくし、現状をよくし、願わくば次世代によりよい神奈川県を遺産相続（表現はつたないが）させたい意欲が伝わらない。それぞれが責任と義務を明確にした遂行者であり、遂行する場として規定すべきではないか。
政務調査費の使途を明らかに	政務調査費の使途は、県民に対して明らかにすべき。本会議では、きちんと自分で質問を作って質問すべき。本会議にはちゃんと出席すべき。居眠りをしてはいけない。
県民の声を聞いて	県民の声を聞いてどう感じ、何をなさるつもりなのかをもっとアピールする機会をもうけていただきたいです。
わかりやすくてよい	理念的な整理主体の条例なので、法律的な書き方でなく、多くの人に理解できるような表現が採用されており、わかりやすくて良い
神奈川らしさが無い	いわゆる「神奈川らしさ」が感じられない。
期待する	期待しています。
定数削減 経費の削減・公開 をすべき 定数削減は第三者 機関に諮問すべき 経費も第三者の チェックを受ける べき	今、経済環境の悪化、物価の高騰、雇用の不安定、そして、給料は上がらず、日々の暮らしは非常に厳しい状況です。県議会も、議員定数の大幅削減（少なくとも全体の人数の1／5を以上は削減すべきです。）や、議会・議員に係る経費の大幅削減と使い道の全面公開をお願いしたいと存じます。（1県民からすれば、途方もない高額です。）議員の定数削減は、有識者による第3者委員会に諮問してもらって、議長が提案するようにしたらどうですか。同じく、経費についても、妥当な額や使い道は、第3者によるチェックをうけるべきです。
本県独自の内容などを説明して	・この条例の特色（本県独自の内容等）があれば、説明があると分かりやすいと思います。・この条例の内容について、新たに定めたもの、今まであいまいだったものを明文化したもの、既に規定はあるがあらためて表記したものを説明していただくと助かります。
議員として当然のこと	これを条例で定める必要があることでしょうか？ 議員である以上当然のことばかりではありませんか？
罰則規定を入れるべき 抽象的すぎて内容がない なぜ今ごろ制定するのか	ひととおりの目をとりました。各章それぞれ意見あるが述べる気になりません。理由：議員、役人用の条例などいつも何故懲戒、罰則などの規程がないのか？ 一般市民向けの民法、刑法なみに違反すればそれなりに責任をとる概念がない。よってコメントを求める前に基本的な形をととのえてもらいたい。更にいえば言葉が抽象的すぎて内容がない。単なる精神論に見える。条例には一見まともなことを並べているがこんなものは守らなくとも無視しても何のおとがめもない。またいまごろこのようなものを定めるということはこれまでいかにデタラメであったのかと勘ぐってしまう。
必要性を感じない	基本的にはあまり賛成できません。むしろ、初年議員にマニュアルを整備し議員・県議会の使命、役割、目指す方向を示してあげたいと思います。
定数削減すべき	全体的に少子高齢化に則り少数精鋭で臨むべきである
実行が大事、議会 開会前に毎日唱和	立派な条例を造ってもそれを励行する体質が大切だと思います。議会開催前に毎日唱和する位の徹底を図るべきではないかと思います
当たり前の内容	全体的に当たり前のことが書いてあると思う。今まで常識的なこともできていなかったのかと思うと少々疑問。議員、議会、知事などがきちんとした仕事をしていなかったのかと思う。
なぜ今更	今更こんなことに時間と費用をかけていることがどうしても納得できません。何故なんですか。
少数会派も委員に 加えるべきだった	議会基本条例等調査特別委員会に、少数会派の議員も委員として加えるべきであったと考える。